

レピータ及びアシスト局の公衆網との接続について

レピータ局又はアシスト局（以下、レピータ局等という。）にインターネット等の公衆網を接続する場合の接続等の条件について次のとおり定める。

1 手続方法

- (1) レピータ局等に公衆網を接続する場合は、管理団体はあらかじめ別紙の様式により届け出ること。
ただし、D-STAR レピータ局等に公衆網接続する場合であって、開設、変更時に公衆網接続の項目を記載した場合は、本定めの届け出をしたものとみなす。
- (2) 管理団体から(1)の届があった場合は、その旨を告知する。

2 接続の条件

- (1) 公衆網と接続する場合は、次の事項が確認できるものであること。
 - ア 電気通信事業者回線との接続及び切断を直ちに行うことができる状態であること。
 - イ 無線設備を直ちに操作できる状態であること。
- (2) 公衆網との接続については、アマチュア局が利用するうえでその方法（プロトコル等）について開示しているものに限ること。
- (3) 公衆網に接続することによって一体として構成される必要最小限のレピータ局等による中継を行う場合は、次の条件を満たしている場合に限ること。
 - ① 一体運用するレピータ局は、原則として5局までとすること。なお、それを超える場合は承認を得ること。
 - ② 他レピータとの接続は特定のレピータを起動するものとし、不特定多数のレピータ局等を起動する接続をしないこと。
- (4) 公衆網との接続によって発生する費用は、団体局にあつては管理団体が、直轄局にあつては連盟が負担するものであること。
- (5) 公衆網との接続にあたって必要な場合は、接続しようとする電気通信事業者の指示にしたがつて、管理団体において申請、手続を行うこと。

3 運用の指針

公衆網に接続する場合は、別に定める「アマチュア無線と公衆網との接続のための指針」を遵守してレピータ局又はアシスト局を管理・運用すること。

附則 本定めは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

附則 本定めの改正は、令和5年10月1日から施行する。(第69回理事会決定)

令和5年10月1日改正 1 (1)、2 (5)

追加 2 (3)

繰り下げ 2 (3) (4) を (4) (5)